【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年１月14日
【会社名】	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	ディレクター　クリストフ・エンゲルス （Christoph Engels, Director） ヴァイス・プレジデント　マルティン・ブラウン （Martin Braun, Vice President）
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　中　野　春　芽 弁護士　　三　浦　　健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	(03)6212-8316
【事務連絡者氏名】	弁護士　　三　浦　　健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	(03)6212-8316
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	19億円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

１　【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月12日付をもって提出した有価証券届出書(平成26年１月９日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載事項のうち売出金額、売出券面額の総額および売出価額の総額等が決定し、また記載内容の一部に訂正が生じましたので、関係事項を本訂正届出書により以下のとおり訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

２　【訂正事項】

平成25年12月12日付をもって提出した有価証券届出書(平成26年１月９日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)のうち、「表紙　届出の対象とした売出金額」、「第一部　証券情報　第２　売出要項　１　売出有価証券」、「第一部　証券情報　第２　売出要項　２　売出しの条件」および「第三部　参照情報　第２　参照書類の補完情報」の記載を訂正します。

３　【訂正箇所】

訂正した箇所には、下線を付しております。

表紙

届出の対象とした売出金額

＜訂正前＞

５億円（予定）

＜訂正後＞

19億円

第一部　証券情報

第２　売出要項

１　売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

<訂正前>

銘柄	ドイツ銀行ＡＧロンドン　2019年１月24日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債 (以下「本社債」という。)(注１)		
売出券面額の総額または売出振替社債の総額	５億円（予定）(注２)	売出価額の総額	５億円（予定）(注２)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円(注３)
償還期限	2019年１月24日（以下「償還期日」という。）(ロンドン時間)(注３)		
利率	（１）利息開始日（同日を含む。）から2014年４月24日（同日を含まない。）までの期間に関して、適用ある利率は年率（未定）パーセント（年率1.60パーセント以上3.80パーセント以下を仮条件とする。）（本社債額面金額当たり（未定）円（4,000円以上9,500円以下を仮条件とする。））となるものとする。（注４） （２）それ以降の各利息期間に関して、適用ある利率は、以下に定めるところに従い、計算代理人によって決定される。 （ｉ）各評価日における日経平均株価の終値が利率判定水準以上となる場合、適用ある利率は年率（未定）パーセント（年率1.60パーセント以上3.80パーセント以下を仮条件とする。）（本社債額面金額当たり（未定）円（4,000円以上9,500円以下を仮条件とする。））となるものとする。（注４） （ii）各評価日における日経平均株価の終値が利率判定水準未満となる場合、適用ある利率は年率0.10パーセント（本社債額面金額当たり250円）となるものとする。 「額面金額」とは、各本社債に関して、100万円をいう。 「利率判定水準」とは、当初日経平均株価の85パーセントに相当する金額（小数第２位未満を四捨五入する。）をいう。 「早期償還判定水準」とは、計算代理人によって算定されるところにより、当初日経平均株価の105パーセントに相当する金額（小数第２位未満を四捨五入する。）をいう。 「当初日経平均株価」とは、計算代理人によって算定されるところにより、条件設定日（2014年１月24日をいう。）における日経平均株価の終値をいう。		
売出しに係る社債の所有者の住所および氏名または名称	中銀証券株式会社 (以下「売出人」という。)	岡山県岡山市北区本町２番５号 ちゅうぎん駅前ビル	
摘要	本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。本社債に関するその他の条件等については後記「２　売出しの条件　＜売出社債に関するその他の条件等＞」を参照のこと。		

（注１） 本社債はドイツ銀行ＡＧロンドン名で発行されるが、本社債はロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)の債務である。

（注２） ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、５億円の予定であるが、需要状況を勘案した上で、2014年１月14日までに決定される予定である。なお、最終的に決定される売出券面額の総額および売出価額の総額は、増減することがある。

（注３） 本社債は、日経平均株価の終値が一定の水準を満たした場合、早期償還される。すなわち、後記「２　売出しの条件　＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(a)日経平均株価の水準による早期償還」に記載のとおり、各評価日における日経平均株価の終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回った場合、額面金額で各評価日に対応する早期償還日に自動的に早期償還されることになる。

本社債が早期償還されない場合、本社債の償還は、計算代理人が観察期間中のいずれの取引所営業日においても、常に日経平均株価の終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを上回っていたと決定する場合は額面金額により、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、日経平均株価の終値が一度でもノックイン判定水準を下回ったと決定する場合は以下の計算式に従って計算代理人により決定される金額(ただし、０円以上額面金額以下の額とし、１円未満を四捨五入する。)によりそれぞれなされる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

なお、早期償還および繰上償還については後記「２　売出しの条件　＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、後記「２　売出しの条件　＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ」に定義されている。

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、日経平均株価(かかる指数には上下動がある。)の変動によって左右される。申込人は、日経平均株価の変動によって本社債の償還の時期および償還額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行うべきである。

（注４） 本社債の利率は、上記の仮条件により、需要状況を勘案した上で、2014年１月14日までに決定される予定である。なお、最終的に決定される利率は上記の範囲外となることがある。

（注５） 本社債について、発行体の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行体は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりA２、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）よりA、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりA+の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本訂正届出書提出日（平成26年１月９日）現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本訂正届出書提出日（平成26年１月９日）現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第２号）、スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第５号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第７号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http：//www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http：//www.standardandpoors.com/home/jp/jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情

報」（http：//www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（http：//www.fitchratings.co.jp）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

<訂正後>

銘柄	ドイツ銀行ＡＧロンドン　2019年１月24日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債 (以下「本社債」という。)(注１)		
売出券面額の総額または売出振替社債の総額	19億円(注２)	売出価額の総額	19億円(注２)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円(注３)
償還期限	2019年１月24日（以下「償還期日」という。）(ロンドン時間)(注３)		
利率	（１）利息開始日（同日を含む。）から2014年４月24日（同日を含まない。）までの期間に関して、適用ある利率は年率2.20パーセント（本社債額面金額当たり5,500円）となるものとする。 （２）それ以降の各利息期間に関して、適用ある利率は、以下に定めるところに従い、計算代理人によって決定される。 （ｉ）各評価日における日経平均株価の終値が利率判定水準以上となる場合、適用ある利率は年率2.20パーセント（本社債額面金額当たり5,500円）となるものとする。 （ii）各評価日における日経平均株価の終値が利率判定水準未満となる場合、適用ある利率は年率0.10パーセント（本社債額面金額当たり250円）となるものとする。 「額面金額」とは、各本社債に関して、100万円をいう。 「利率判定水準」とは、当初日経平均株価の85パーセントに相当する金額（小数第２位未満を四捨五入する。）をいう。 「早期償還判定水準」とは、計算代理人によって算定されるところにより、当初日経平均株価の105パーセントに相当する金額（小数第２位未満を四捨五入する。）をいう。 「当初日経平均株価」とは、計算代理人によって算定されるところにより、条件設定日（2014年１月24日をいう。）における日経平均株価の終値をいう。		
売出しに係る社債の所有者の住所および氏名または名称	中銀証券株式会社 (以下「売出人」という。)	岡山県岡山市北区本町２番５号 ちゅうぎん駅前ビル	
摘要	本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。本社債に関するその他の条件等については後記「２　売出しの条件　＜売出社債に関するその他の条件等＞」を参照のこと。		

(注１)　本社債はドイツ銀行ＡＧロンドン名で発行されるが、本社債はロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)の債務である。

(注２)　ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、19億円の予定である。

(注３)　本社債は、日経平均株価の終値が一定の水準を満たした場合、早期償還される。すなわち、後記「２　売出しの条件　＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(a)日経平均株価

の水準による早期償還」に記載のとおり、各評価日における日経平均株価の終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回った場合、額面金額で各評価日に対応する早期償還日に自動的に早期償還されることになる。
本社債が早期償還されない場合、本社債の償還は、計算代理人が観察期間中のいずれの取引所営業日においても、常に日経平均株価の終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを上回っていたと決定する場合は額面金額により、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、日経平均株価の終値が一度でもノックイン判定水準を下回ったと決定する場合は以下の計算式に従って計算代理人により決定される金額(ただし、０円以上額面金額以下の額とし、１円未満を四捨五入する。)によりそれぞれなされる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

なお、早期償還および繰上償還については後記「２　売出しの条件　＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、後記「２　売出しの条件　＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ」に定義されている。
本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、日経平均株価(かかる指数には上下動がある。)の変動によって左右される。申込人は、日経平均株価の変動によって本社債の償還の時期および償還額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行うべきである。

（注４）　本社債について、発行体の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
ただし、発行体は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりA２、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）よりA、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりA+の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本訂正届出書提出日（平成26年１月14日）現在、かかる格付の変更はされていない。
ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本訂正届出書提出日（平成26年１月14日）現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第２号）、スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第５号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第７号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http：//www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http：//www.standardandpoors.com/home/jp/jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http：//www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ
（http：//www.fitchratings.co.jp）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

２　売出しの条件

<訂正前>

（前略）

本社債に関連する一般的なリスク要因

（中略）

７．格付

（中略）

ムーディーズ　長期格付A2
　　短期格付P-1
見通し　　安定的

（中略）

＜売出社債に関するその他の条件等＞

社債の要項の概要

(1) 利息

（中略）

「利息金額」とは、
（１）利息開始日（同日を含む。）から2014年４月24日（同日を含まない。）までの期間に関して、適用ある利率は年率（未定）パーセント（年率1.60パーセント以上3.80パーセント以下を仮条件とする。）（本社債額面金額当たり（未定）円（4,000円以上9,500円以下を仮条件とする。））となるものとする。
（２）それ以降の各利息期間に関して、適用ある利率は、以下に定めるところに従い、計算代理人によって決定される。
（ｉ）各評価日における日経平均株価の終値が利率判定水準以上となる場合、適用ある利率は年率（未定）パーセント（年率1.60パーセント以上3.80パーセント以下を仮条件とする。）（本社債額面金額当たり（未定）円（4,000円以上9,500円以下を仮条件とする。））となるものとする。

（後略）

<訂正後>

（前略）

本社債に関連する一般的なリスク要因

（中略）

７．格付

（中略）

ムーディーズ　長期格付A2
　　短期格付P-1
見通し　　ネガティブ

（中略）

＜売出社債に関するその他の条件等＞

社債の要項の概要

(1) 利息

（中略）

「利息金額」とは、

（１）利息開始日（同日を含む。）から2014年４月24日（同日を含まない。）までの期間に関して、適用ある利率は年率2.20パーセント（本社債額面金額当たり5,500円）となるものとする。

（２）それ以降の各利息期間に関して、適用ある利率は、以下に定めるところに従い、計算代理人によって決定される。

（ｉ）各評価日における日経平均株価の終値が利率判定水準以上となる場合、適用ある利率は年率2.20パーセント（本社債額面金額当たり5,500円）となるものとする。

（後略）

第三部　参照情報

第２　参照書類の補完情報

＜訂正前＞

(1) 前記「第１　参照書類、１　有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第１　参照書類、７　訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）および前記「第１　参照書類、２　四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出後、本訂正届出書提出日（平成26年１月９日）現在、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。

(2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本訂正届出書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本訂正届出書提出日（平成26年１月９日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本訂正届出書（その添付書類を含む。）における将来に関する記述は、本訂正届出書提出日（平成26年１月９日）現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本訂正届出書（その添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

＜訂正後＞

(1) 前記「第１　参照書類、１　有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第１　参照書類、７　訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）および前記「第１　参照書類、２　四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出後、本訂正届出書提出日（平成26年１月14日）現在、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。

(2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本訂正届出書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本訂正届出書提出日（平成26年１月14日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本訂正届出書（その添付書類を含む。）における将来に関する記述は、本訂正届出書提出日（平成26年１月14日）現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本訂正届出書（その添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。